**平成２７年（フ）第６２８号**
千葉県市川市北方町４丁目1699番地15　（サンライズ・セフィオ203号）
破産者　伊藤　文則
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１６号**
茨城県神栖市大野原中央６丁目６番52号
破産者　白川　初子
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐原支部

**平成２６年（フ）第２１８号**
岐阜市三田洞東２丁目22番２―102号　（三田洞団地）、開始決定時の住所岐阜市太郎丸北浦48番地
破産者　北トーエイ電機こと　北岡　俊晴
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

**平成２６年（フ）第２１９号**
岐阜市石原２丁目129番地３
破産者　北岡　俊浩
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第１１３５号**
愛知県海部郡蟹江町城１丁目523番地
破産者　佐藤化学工業株式会社
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第７１６号**
名古屋市西区丸野２丁目93番地
破産者　有限会社Ｍ．Ａ．ＴＥＣＨ
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第３１８号**
静岡県磐田市白羽387番地の３
破産者　有限会社イシカワ企画
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第１５２号**
京都市南区吉祥院九条町59番地１
破産者　小城建設ケント株式会社
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第１５号**
新潟県佐渡市千種50番地５
破産者　金井町商工協同組合
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　届出をした破産債権者の破産債権はすべて認められなかったが、破産債権査定申立てはなされず、かつ破産手続廃止の申立てもなかった。
新潟地方裁判所佐渡支部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２８年（フ）第３８号**
鹿児島県鹿児島市谷山中央７丁目７番３号
破産者　勝　由美子
1　破産債権の届出期間　平成28年６月14日まで
2　一般調査期日　平成28年７月22日午前10時30分
平成28年５月24日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第２８０９号**
大阪府枚方市宮之阪３丁目26番５号
破産者　カラオケサロン上月こと歌基地こと　上月　秋美
1　破産債権の届出期間　平成28年６月27日まで
2　一般調査期日　平成28年８月29日午後２時
平成28年５月25日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２９７号**
大阪府箕面市桜井３丁目６番48号
破産者　張川　　太
1　破産債権の届出期間　平成28年７月１日まで
2　一般調査期日　平成28年９月５日午後２時
平成28年５月25日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第８１０号**
滋賀県大津市国分１丁目46番24号、開始決定時の住所京都市左京区岩倉南河原町31番地
破産者　谷口　信弘
1　破産債権の届出期間　平成28年７月８日まで
2　一般調査期日　平成28年９月28日午後１時15分
平成28年５月26日
京都地方裁判所第５民事部破産係

## 債権者集会招集

**平成２７年（フ）第２４４０号**
堺市東区大美野171―２、商業登記簿上の本店所在地大阪府和泉市池上町２丁目１番15号
破産者　コスモ電器株式会社
1　期日　平成28年６月29日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年５月26日
大阪地方裁判所第６民事部

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２８年（フ）第１０４４号**
東京都新宿区北新宿３丁目35―５　グランエッグス東中野Ａ　201号室、住民票上の住所東京都昭島市松原町２丁目16―３
破産者　石渡　侑子
免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
平成28年５月25日
東京地方裁判所民事第20部

## 免責許可決定

**平成２８年（フ）第１３号**
熊本県山鹿市古閑410番地４　上妻貸家１号室、前住所熊本県山鹿市中634番地４　上田アパート２
破産者　髙田　沙織
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部

## 特別清算協定認可

**平成２７年（ヒ）第３号**
佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3037番地８
清算株式会社　有田製磁株式会社
代表清算人　松本　　哲
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　定義
一般債権とは、協定債権のうち開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済及び免除
本協定認可決定確定後１か月以内に、一般債権の10パーセントに相当する弁済額を弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
佐賀地方裁判所武雄支部